

◎料金（ショートステイ）について

（１）基本料金

下記の料金表によって、ご契約者の要介護に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準負担額の合計金額をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります）

平成30年8月より、所得に応じ、1割、2割、3割と負担割合が異なります。

【併設型ユニット型短期入所生活介護の料金表】

※1割負担で負担限度額認定を受けていない、1日のサービス利用に係わる料金

利用者の要介護	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① サービス利用料金	529円	656円	704円	772円	847円	918円	987円
② 居住に要する費用 （居室費）	※2,066円						
③ 食事の提供に関する費用（食費）	※1,700円 （朝食500円、昼食650円、夕食550円）						
自己負担額合計（①+②+③）	4,295円	4,422円	4,470円	4,538円	4,613円	4,684円	4,753円

【空床型多床室短期入所生活介護の料金表】

※1割負担で負担限度額認定を受けていない、1日のサービス利用に係わる料金

利用者の要介護	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
④ サービス利用料金	451円	561円	603円	672円	745円	815円	884円
⑤ 居住に要する費用 （居室費）	※915円						
⑥ 食事の提供に関する費用（食費）	※1,700円 （朝食500円、昼食650円、夕食550円）						
自己負担額合計（④+⑤+⑥）	3,066円	3,176円	3,218円	3,287円	3,360円	3,430円	3,499円

（注1） サービス利用料金には、施設が算定要件を満たした場合、以下のとおりの加算があります。

- ☐ 看護体制加算（Ⅰ）：常勤の看護師を1名以上配置している。 4円/日
- ☐ 看護体制加算（Ⅱ）：看護師が基準以上（25名に対して1名）配置している。 8円/日
- ☐ 看護体制加算（Ⅲ）：（Ⅰ）の要件に加え、要介護3以上の利用者が70%以上。12円/日
- ☐ 看護体制加算（Ⅳ）：（Ⅱ）の要件に加え、要介護3以上の利用者が70%以上。23円/日
- ☐ 看取り連携体制加算：看護体制加算算定に加え、看取り期の利用者に対しサービス提供を行っている。64円/日
- ☐ 夜勤職員配置加算（Ⅱ）：夜勤職員を規定数に1を加えた数配置している。 18円/日
- ☐ 機能訓練指導体制加算：専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の配置。 12円/日
- ☐ 個別機能訓練加算：機能訓練を行う職員を配置し、計画作成、実施している。 56円/日

- サービス提供体制加算（Ⅰ）：介護福祉士が 70%以上配置している。
介護職員の総数のうち、勤続年数が 10 年以上の介護福祉士が 25%以上であること
22 円/日
- サービス提供体制加算（Ⅱ）：介護福祉士が 50%以上配置している。 18 円/日
- サービス提供体制加算（Ⅲ）：介護福祉士が 40%以上配置している。 6 円/日
- 送迎加算：施設側が送迎を実施した場合。 184 円/片道
- 療養食加算：（管理）栄養士によって医療的ニーズに添った食事を提供している。 8 円/回
- 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）：処遇改善に取組む事業所が算定。利用料合計額に 14.0%加算。
- 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）：処遇改善に取組む事業所が算定。利用料合計額に 13.6%加算。
- 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）：見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 100 円/月
- 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）：見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入していること。 10 円/月
- 口腔連携強化加算：口腔の健康状態の評価を実施し、評価結果を情報提供した場合、1 月に 1 回に限り
所定単位数を加算する 50 円/月

※地域区分適用地域：介護保険に関する料金に 7 級地として 1 単位当たり 10.17 円として計算

※居住費と食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。当施設の居住費と食事の負担額（日額）は、次の通りです。

対 象 者		利用者 負担区分	居住費 (ユニット型個室)	食費
生活保護受給者		第 1 段階	880 円	300 円
世帯に属する 市町村民税非課税	老年福祉年金受給者			
	課税年金収入額と合計所得金額 の合計が 80 万円以下の方	第 2 段階	880 円	600 円
	課税年金収入額と合計所得金額 の合計が 80 万円～120 万円以下	第 3 段階	① 1,310 円	1,000 円
	課税年金収入額と合計所得金額 の合計が 120 万円超		② 1,370 円	1,300 円
上記以外の方		第 4 段階 (負担限度額なし)	2,066 円	1,700 円

対 象 者		利用者 負担区分	居住費 (従来型多床室)	食費
生活保護受給者		第1段階	0 円	300 円
世帯に属する等 市町村民税非課税	老年福祉年金受給者			
	課税年金収入額と合計所得金額 の合計が 80 万円以下の方	第2段階	430 円	600 円
	課税年金収入額と合計所得金額 の合計が 80 万円～120 万円以下	第3段階	① 430 円	1,000 円
	課税年金収入額と合計所得金額 の合計が 120 万円超		② 430 円	1,300 円
上記以外の方		第4段階 (負担限度額なし)	915 円	1,700 円

(2) その他の実費費用

サービスの種類	内 容	自己負担金
理 髪	月に1回程度来所して、理髪を実施しています。	実費
日 用 品 費	ご利用者の日常生活上最低限必要な品にかかる費用を負担いただきます。	200～300 円/日
テ レ ビ 等 使 用 電 気 代	個別に居室等で使用する電気器具に対し電気代を頂戴いたします。	50 円/日
W i - F i 利 用 料	通信設備費用（ナースコール等）として頂戴いたします。	1000 円/月

※その他、特別な行事参加、食事、教養娯楽費は、その内容や材料費により実費をいただきます。

(3) 支払方法

毎月、15日までに前月分のご請求をし、月末に指定の口座より引き落としをさせていただきます。領収書はお支払いが確認できましたら、翌月中旬に郵送いたします。

(4) 料金の変更等

介護保険関係法令の改正等により料金等が変更になる場合は、事前にご説明をし、ご承諾をいただきます。